



保育施設を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第17報）

保護者の皆さまには、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、国において令和3年9月12日までとされた沖縄県の緊急事態宣言期間が令和3年9月30日までと延長が決定され、また、沖縄県においても「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（9月9日改正）」が示されました。

保育施設は、どうしても3密（密閉・密集・密接）を避けることが困難な状況にあり、職員及び園児共に感染リスクが非常に高い場所です。保育施設において新型コロナウイルスに感染した職員や園児がいた場合、多くの職員や園児が濃厚接触と特定され自宅待機を余儀なくされるケースも多く発生しております。また、9月下旬にはシルバーウィークなどの連休もあり、人の流れが増えることも予想され、昨年度のシルバーウィークではそれまで減少傾向にあった感染が増加に転じたということもあり、この時期の過ごし方が重要となります。

医療や介護等の市民の社会生活基盤を維持するためにも保育施設の機能維持が肝要となっており、保育施設が休園やクラス閉鎖となった場合、社会生活基盤の維持も困難になってしまう恐れがあります。

名護市では、9月12日（日）までの期間について特別な事情のある保護者の児童に限定した「特別保育」を実施しておりますが、沖縄県の緊急事態宣言期間の延長や名護市内の感染状況が未だ収束しない状況などを考慮し、感染拡大防止のため、「特別保育」について下記のとおり期間延長することといたしました。できる限りお仕事などの都合をつけていただき、原則として家庭での保育を強く要請します。

記

1 特別保育実施期間

令和3年9月1日（水）から令和3年9月30日（木）まで

※上記実施期間につきましては、令和3年9月10日時点の決定事項であり、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更もあり得ますのでご留意下さい。変更等がありましたら改めて名護市ホームページ等でお知らせします。

2 特別保育の対象

・保護者の全員が警察、消防、医療、福祉の従事者その他社会の機能維持に必要な職種であり、かつ、休暇の取得が困難である世帯の児童

・その他、真にやむを得ない事情で家庭での保育が困難な世帯の児童

※上記の特別保育の対象であっても仕事が休み等、家庭での保育が実施できる場合は協力をお願いします。

※社会生活の機能維持に必要な職種の例については、別添参照。

名護市 こども家庭部  
保育・幼稚園課  
連絡先：0980-53-1212  
(内線 129・109)

## 別紙

### 社会生活の機能を維持継続が求められる事業者

事業者の種類	内 訳
医療関係	病院・診療所・薬局・その他の医療関係者（医薬品、医療機器の輸入、製造、販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む）
社会福祉施設等	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、放課後児童クラブ等 介護老人福祉施設、障害者支援施設等、施設入所者への食事提供サービスなど、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。 その他これらに類する福祉サービス又は保健医療にサービスを提供する施設
インフラ運営関係	電気・ガス・石油・石油化学・LPガス・上下水道・通信・データセンター等
飲食料品供給関係	農業・林業・漁業・飲食料品輸入・製造・加工・流通・ネット通販等
生活必需物資供給施設	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等
生活必需物資の小売関係等	食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等
家庭用品のメンテナンス関係	配管工、電気技師等
生活必需サービス	ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等
冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業等
メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等
個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に関わる事業者等
金融サービス	銀行、信金、信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等
物流運搬サービス	鉄道、バス、タクシー、モノレール、トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等
国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦等
企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティー関係等
安全安心に必要な社会基盤	河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別情報に基づく危険物管理等
行政サービス(官公署)等	警察、消防、その他行政サービス
教育等	幼稚園、小・中学校、高校、専門学校、大学等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年4月23日改正）を踏まえた整理